[長久手市行政評価票:平成23年度業務]

(区入)中门城市圖示:「然20千及未物)											
担当	i課·係名						·) 0561-56-0607 】				
第53	欠総合計画掲載	基本方針 5 みんなの力を結集する自治と協働のまち									
あい	人称百引四均取	基本施策 5-5 合理的で効果的な行政運営を行う									
業務の名称		戸籍総合窓口記録事務事業									
(1)根	!拠法令•条例	戸籍法									
(2)業	務期間	開始した年度 昭和22年度				終.	了(予定)年度 — 年	- 度			
	地方公共団体の法				国•県	₹• E	民間と類似した事業、他市町の実施の	の状況			
(3)	具体的には、戸籍	届の受付、戸籍属	星の届出に関す	地ブ	う自え	台法	第2条第9項第1号(法定受託事務)				
業	る相談、戸籍簿の作	成、戸籍謄抄本等									
務	行を行っている。	行を行っている。									
概								ļ			
要											
	①対象(誰、何を対象					状態を表す指標	単位				
	戸籍届出および証明			対象	ア	戸籍届出件数	件				
					象 指	1	証明書交付件数	件			
					標	ウ					
	②手段(どのような事					ア	出生届	件			
	地方公共団体の事	務として、戸籍届 の	の受付、証明事			1	婚姻届	件			
	務を行っている。				ウ	転籍届	件				
				江	エ	死亡届	件				
(4)					活動	オ	離婚届	件			
業					動 指		入籍届	件			
務						+		件			
の					標	ク	その他の届	件			
目						ケ	戸籍謄抄本	件			
的						П	除籍謄抄本	件			
ع							その他証明	件			
指揮	③意図(対象をどの				成果	ア	職員一人当たりの届出件数	件			
	戸籍法に基づき、正		籍届の受付、作		果 指	1	職員一人当たりの証明書発行件数	件			
	成、証明書の交付が				標	ウ					
	④成果指標設定の理由										
	事務の効率性の指標と考え、職員一人あたりの事務量(件数)を指標と設定した。										

			単位	目標値	21年度	22年度	23年度	24年度(計画)
		ア	件	2,390	2,293	2,297	2,331	2,390
	①対象指標	イ	件	7,970	7,495	7,503	7,949	7,970
		ゥ						
(5)		ア	件	750	767	747	722	750
	②活動指標	イ	件	520	522	519	501	520
		ゥ	件	450	376	394	459	450
指		エ	件	300	285	317	284	300
(5) 指標の		オ	件	120	104	105	121	120
		カ	件	80	79	75	72	80
推移		+	件	30	25	31	34	30
移		ク	件	140	135	109	138	140
		ケ	件	5,450	5,305	5,089	5,416	5,450
		П	件	1,900	1,726	1,835	1,926	1,900
		サ	件	620	464	579	607	620
		ア	件	579	555	556	564	579
	③成果指標 <u>イ</u> ウ		件	1,930	1,815	1,817	1,925	1,930
(6)	事業費		千円		13,317	12,714	12,894	10,782
事業費	う国費		千円		0	0	0	0
兼	県費		千円		0	0	0	0
質の推移	一般財源	洒	千円		13,317	12,714	12,894	10,782
	受益者負担		千円		3,230	3,187	3,385	3,400
	延職員数(臨職)		人		3.70(0.43)	3.70(0.43)	3.70(0.43)	3.70(0.43)
(7)遂行上の問題点、取組課題(箇条書きで簡潔に記載)								

特になし	,			
	必要性	Α	①法律で実施が義務づけられている事業	総合評価
(8)評価	有効性	Α		Λ
	効率性	Α		A
(9)今後 の改善 の方針	特になし			

行政評価チェックリスト

	市が	が関与することは妥当か						
	(1)	 法律で実施が義務づけられている事業						
	2	受益の範囲が不特定多数の住民に及び、財・サービスの対価の徴収ができない 事業						
	(3)	世界 住民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業						
		住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消する 要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業						
	5	要な焼制、血焼損等、情報促供、治認なことも的とした事業 個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活 援し、あるいは生活の安全網(セーフティ・ネット)を整備すること						
		した事業 住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業		_				
)	る事業						
必	\mathcal{O}	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスできないため、これを補完・先導する事業						
要	8)	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信する ことを目的とした事業						
性	9	特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、 対象者以外の第3者 にも受益がおよぶ事業						
)	内部管理事務						
	事業	内容は適切か	関連項目	該当				
	11)	事業開始時の目的を概ね達成するなど、実施意義が低下している。 (長年実施している事業、対象数が減少している事業)	(2)、(5)①					
	12)	社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化し実施意義が低下している。	(4)					
		(目的の設定が現状にあっていない)						
	13	対象者、利用者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。 (事業実績が前年と比べ低下している事業)	(5)(2)					
	14)	住民ニーズを上回るサービス提供となっている。 (当初計画・予算などと比較して実績等が少ない事業)	(5)②					
	15	国や他市町と比較してサービス対象や水準を見直す余地がある。 (他市町で廃止された、他市町と比べ供給量が大きい事業)	(3)					
	重複	復した事業が実施されていないか						
	① 施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。							
	② 国や県のサービスと重複している							
+) 民間のサービスと重複している						
有	事業	の成果はあがっているか	関連項目	該当				
効	4	施策の目的達成のため、事業内容が必ずしも適切とはいえない。 (成果実績向上につながる事業方法が他にある)	(4)、(5)					
性	5	市の施策への貢献度が高いとはいえない。 (目標設定が適切でない、成果実績と目標が大きく乖離している)	(5)					
	6	事業を継続しても成果の向上が期待できない。 (成果指標の実績が前年から向上していない事業)	(5)③					
		厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。	(4)					
		主体は適切か		該当				
		民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用しても市民サービスが						
		民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用するとコストの低減が						
効	コス	ト改善の余地はあるか	関連項目	該当				
率	4	人件費の見直しにより、コストを下げる余地がある。 <u>(臨時職員の活用などで人件費を下げられる)</u>	(6)					
性	⑤	業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (業務内容、委託内容の精査により業務量削減がはかれる)	(3)、(6)					
	6	事務改善によりコストを下げる余地がある。 (作業の簡素化などにより時間や無駄を省ける)	(3)、(6)					
	7	受益者負担に改善の余地がある。 (受益者負担=受益者が負担すべき費用となっていない)	(6)					